

## 福井県最低賃金の引上げに係る各種支援策の周知に関する要請書

現在、福井労働局では、福井県最低賃金を現行の1時間888円から43円引上げ、1時間931円とするよう、本年10月1日改正に向けた手続きを進めております。本年6月に実施した製造業等100人以下、サービス業等30人以下規模事業所に対する賃金調査によれば、この改正によって約定賃金が引き上げられる労働者は約2万2千人と推計され、そのうち7割がパートタイム労働者となっています。

そこで、福井労働局としましては、県内の中小企業、小規模事業者が、福井県最低賃金の引上げに円滑に対応できるよう各種支援策の利活用を促進しております。

つきましては、下記の支援策につきまして、傘下会員事業者への周知に、特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」）の基本給に関する賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に助成します。

支給額は、中小企業で1人当たり5万円又は6万5千円、大企業で1人当たり3万3千円又は4万3千円です。1事業所100人まで利用可能です。

福井県最低賃金の引上げを理由とした助成金利用では、本年9月1日（金）～9月28日（木）の間にキャリアアップ計画を福井労働局に提出し、その後、9月29日（金）までに所轄労働基準監督署に増額改定する賃金規定等を届け出る必要があります。

#### 2 業務改善助成金

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」を時給換算で30円以上の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。労働局が交付決定後、設備投資など（生産性向上に向けた機械設備の購入のほか、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練も対象となります）を行った場合に、その費用の一部を助成します。ただし、上記1の助成金制度で支給対象とした労働者は、業務改善助成金の対象労働者数に加えることはできません。

令和5年8月17日

県内労使団体、福井県社会保険労務士会  
代表者 殿

福井労働局長 田原 孝明